

ノムラ・グローバル・ セレクト・トラスト

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド (アメリカMMF)

<公社債投資信託>

交付目論見書 2025.2.1

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST ルクセンブルグ籍／契約型／追加型外国投資信託

<管理会社> グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

1991年7月8日に、ルクセンブルグ1915年商事会社法(改正済)に基づき設立。

トラストの資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻しおよび転換を行います。

資本金375,000ユーロ(約5,970万円) 管理投資信託財産額 約1.7兆円(2024年11月末日現在)

(注)ユーロの円貨換算は、2024年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=159.20円)によります。

<投資運用会社> ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド

ファンドに関する投資運用業務を行います。

<保管受託銀行、登録・名義書換事務、支払、管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人> ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

トラストの資産の保管業務ならびに登録・名義書換事務、支払、管理事務代行業務、発行会社代理人業務および評価代理人業務を行います。

<代行協会員> 野村証券株式会社

代行協会員としての業務を行います。

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされております。
- また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容は<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただけます。

この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この交付目論見書により行うノムラ・グローバル・セレクト・トラスト-U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年1月31日に財務省関東財務局長に提出しており、2025年2月1日にその届出の効力が生じております。

ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これら運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド(「ファンド」)は、ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト(「トラスト」)のサブ・ファンドです。ファンドは「アメリカMMF」、「America MMF」と称することがあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的および投資方針

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。ファンドは、主に、高い信用度と流動性を有する米ドル建ての公債短期金融商品^(※)への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。

※公債短期金融商品とは、欧州連合(「EU」)、EU加盟国の政府、地方自治体および現地行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、経済協力開発機構(OECD)加盟国、G20加盟国もしくはシンガポールの中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行またはその他の一もしくは複数のEU加盟国が属する国際金融機関もしくは組織によって単独または共同で発行または保証される短期金融商品をいいます。

投資対象

- EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または日本、アメリカ合衆国その他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される米ドル建ての公債短期金融商品
- リバースレポ契約
- 現金
- 金融機関への預金
- レポ契約
- その他の短期金融商品(証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパーを含みます)
- 他の短期MMF

ファンドは、その純資産の少なくとも99.5%を公債短期金融商品、公債短期金融商品を担保とするリバースレポ契約、現金に投資します。

株式への投資または出資は行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の短期金融商品に投資します。

投資対象は、S&P社の格付でA-1以上、ムーディーズ社の格付でP-1、もしくは国際的に認知されている他の格付業者からこれと同等の格付を得ているか、または、格付を付与されていない場合は、MMF規則^(注)で義務付けられた管理会社が実施する信用度評価手続で、適格であると評価されたものとしします。

(注) 欧州でのマネー・マーケット・ファンドに関する規則(マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131)

主な投資制限

以下は、ファンドの投資制限の要点だけを述べたものです。

- 公債短期金融商品を除いて、同一発行体の短期金融商品、証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパーの10%超を取得することはできません。
- ファンドは6銘柄以上の公債短期金融商品を保有していなくてはならず、1銘柄への投資がファンドの純資産の30%を超えてはならないものとしします。
- ファンドの純資産の10%を超えて同一金融機関に預金することはできません。
ただし、ファンドが登録されているEU加盟国内でこの分散要件を満たすのに十分な金融機関が存在せず、かつ、他の加盟国で預金することができない場合、ファンドの純資産の15%までを同一の金融機関に預金することができます。
- リバースレポ契約において、同一取引相手方に提供する現金総額は、ファンドの純資産の15%までとしします。
- 短期金融商品、証券化商品、資産担保コマーシャル・ペーパーおよび他の短期MMFを含む有価証券の空売りは行いません。

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令に従うために、MMF規則に反せず、かつ、受益者の利益となる投資制限を随時規定することができます。

流動性リスクおよびポートフォリオリスクの管理

管理会社は、ファンドの流動性リスクを監視し、受益者の買戻請求に随時応じられるよう、ファンドのポートフォリオにおける以下の流動性基準を確保するための、流動性管理手法を導入しています。

翌日満期を迎える資産の組入比率： 純資産総額の10%以上
一週間以内に満期を迎える資産の組入比率：純資産総額の30%以上

ただし、管理会社が管理できない理由、または買付もしくは買戻しの結果として、基準を満たせなくなった場合、買戻しの停止などの措置をとることがあります。

分配方針

管理会社は、ファンド証券の1口当り純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配を日々行う予定です。ファンド証券については、当該ファンド証券の買付注文の受渡日当日から買戻請求の受渡日の前日までの期間について、分配が行われます。毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金(ルクセンブルグ、日本およびその他の関係国の分配金についての源泉税およびその他の税金を控除後)が当該最終取引日の直前の取引日に決定される1口当り純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。分配の結果、トラストの純資産がルクセンブルグの法律で規定された投資信託の最低額(125万ユーロ)相当を下回る場合には、分配を行うことができません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

運用体制およびリスクに対する管理体制

管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドを投資運用会社に任命しており、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドはその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのフィックス・インカム・インベストメント・チームが中心となって、ファンドの運用リスクを適切に管理し、ファンドのポートフォリオを構築しています。

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドのフィックス・インカム・インベストメント・チームは、投資対象やファンドタイプによって分かれている同社のインベスト部門のチームのひとつです。

ファンドの運用は、ファンドの純資産総額、経済ファンダメンタルズ、金利リスクおよびクレジット・リスクなどの分析を通して、ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドにおいて毎月開かれるフィックス・インカム・インベストメント委員会で決定される投資方針を基に実行されます。

なお、この情報は2024年11月末日現在のものであり、随時変更されます。

投資リスク

リスク要因

ファンドは、短期金融商品など値動きのある証券に投資します。これらの投資対象には、主に下記のような性質があり、ファンド証券の1口当り純資産価格および日々の分配金額を変動させる要因となります。したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、ファンド証券1口当り純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの信託財産に生じた損益は全て受益者のみなさまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により短期金融商品の価格が変動するリスクをいいます。金利が下落すると短期金融商品からの収益(受取利息)が減少する要因となります。

信用リスク

信用リスクとは、ファンドが投資する短期金融商品の発行体が財政上の困難、経営不振その他の理由により、元利金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行リスク)をいいます。一般に、債務不履行が発生する場合またはそのおそれがある場合には、短期金融商品の価格は下落し、1口当り純資産価格が下落する要因となります。

また、発行体の信用格付の変更に伴い、その価格が下落するリスクもあります。

通貨リスク

ファンドは米ドルを基準通貨としています。したがって、日本円で投資する投資家は、外国為替市場の変動を反映して、その保有する価値が、円貨換算することにより、当初投資した金額を下回ることがありますのでご留意下さい。

純資産価格が一定のファンドに関連するリスク

ファンドは、受益者が受益証券を換金または購入する際の受益証券1口当りの価値を一定(1米セント)に保つことをめざすコンスタントNAVファンドです。ただし、ファンドの保有資産の純資産価格は変動し、市場価格は、当初の受益証券1口当りの金銭価値(1米セント)から乖離することがあります。コンスタントNAVを維持するために、MMF規則に定義される償却原価法により資産を評価します。償却原価法を使用した評価額とMMF規則に定義される時価評価またはモデル評価による評価額の差が規定の範囲を超えた場合には、管理会社は、必要かつ適切であると判断する是正措置を行います。また、受益者から想定外の大量の換金があった場合には、元本割れの価格で資産を売却せざるを得なくなり、コンスタントNAVを維持できず元本を割り込む可能性があります。

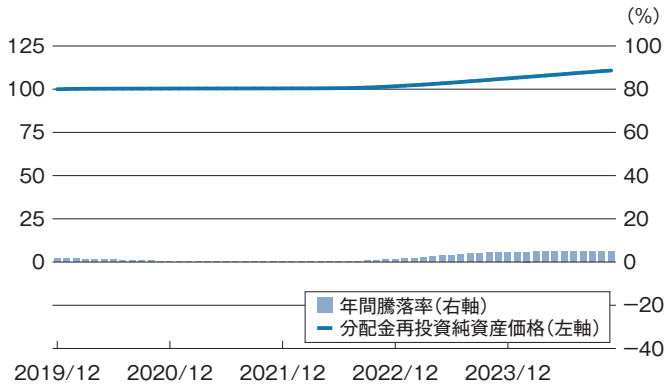
※純資産価格の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。リスクに対する管理体制については、2ページをご参照ください。

参考情報

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



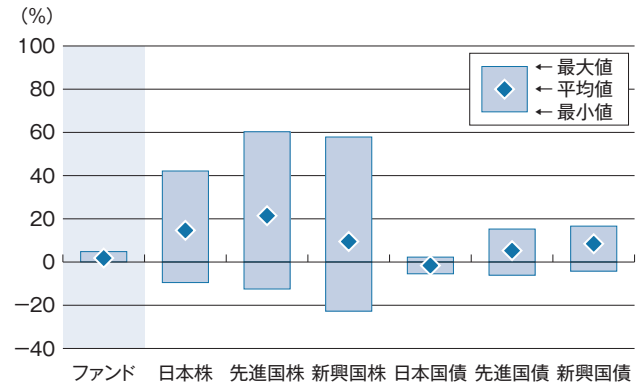
- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。2019年12月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2019年12月～2024年11月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

(ご注意)

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
 日本株・・・TOPIX(配当込み)
 先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
 新興国株・・・S&P新興国総合指数
 日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数
 先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
 新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
 (注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



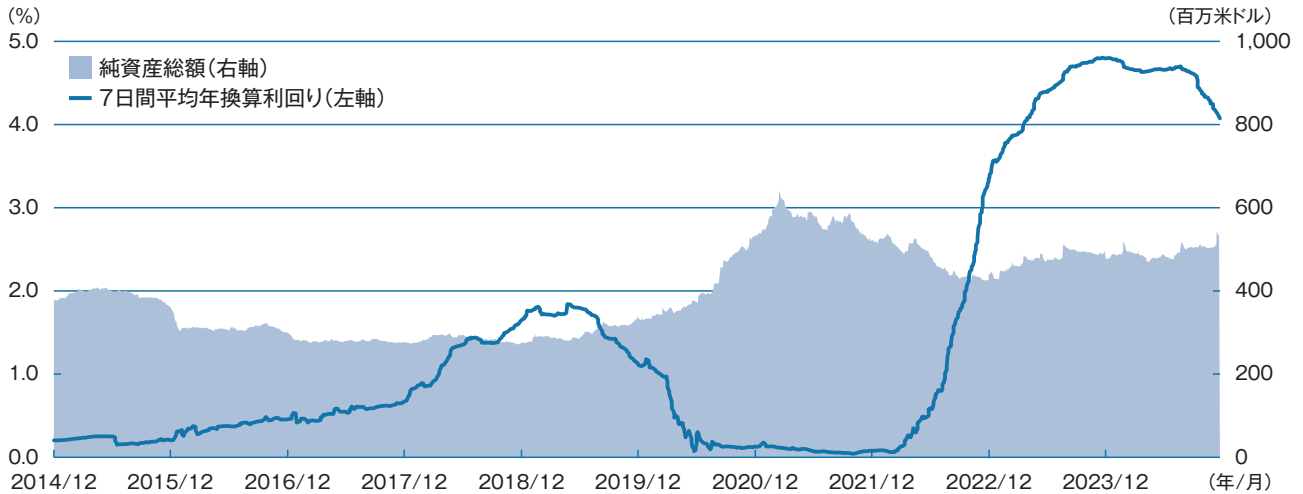
	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	4.82	42.1	60.3	57.9	2.3	15.3	16.6
最小値(%)	0.07	-9.5	-12.5	-22.7	-5.4	-6.1	-4.2
平均値(%)	1.83	14.6	21.4	9.5	-1.6	5.3	8.5

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 2019年12月～2024年11月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

運用実績

純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移 (2024年11月末日現在)



※7日間平均年換算利回りは課税前です。

投資有価証券の主要銘柄 (2024年11月末日現在)

順位	銘柄	種類	利率 (%)	満期日	投資比率 (%)
1	EUROPEAN INVESTMENT BANK	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	—	2024年12月2日	3.74
2	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	—	2025年1月31日	3.71
3	LANDESKREDITBANK BADEN-WURTTENBERG FORDERBANK	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	—	2025年2月14日	3.33
4	KFW	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	—	2025年2月25日	2.77
5	KFW	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	—	2025年2月25日	2.77
6	EUROPEAN INVESTMENT BANK	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	—	2025年4月14日	2.75
7	BNG BANK NV	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	—	2025年1月31日	2.41
8	NEDERLANDSE WATERSCHAPSBANK	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	—	2024年12月10日	2.24
9	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	—	2025年2月18日	2.22
10	EUROPEAN INVESTMENT BANK	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	—	2024年12月5日	1.87

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。運用実績等については別途月次レポート等が作成されている場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込みメモ

購入単位	1,000口以上1口単位 ※ただし、販売会社は独自に、より大きな取扱い単位を決定する場合があります。また、以下の場合には、販売会社が応じるものに限り、1口以上1口単位とします。 ・販売会社でお取引いただいている商品の利金や売却代金などのうち基準通貨（または販売会社が応じるその他の通貨）で支払われるものによりファンド証券をお申込みの場合等 ・確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券をお申込みの場合
購入価額	管理会社が申込を受領した日に計算される1口当り純資産価格。 通常、1米セントです。 これを下回る場合は、ファンド証券の販売は行われません。
購入代金	お申込みが行われた取引日（約定日）の翌取引日までに申込金額をお支払いください。 ※日本円の場合、基準通貨との換算レートは約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、販売会社によっては、基準通貨でお支払いいただくこともできます。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金（買戻し）単位	1口以上1口単位
換金（買戻し）価額	管理会社が換金（買戻し）請求を受領した日に計算される1口当り純資産価格。 通常、1米セントです。
換金（買戻し）代金	換金（買戻し）請求が行われた取引日（約定日）の翌取引日に換金（買戻し）代金をお支払いします。 ※日本円の場合、基準通貨との換算レートは約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社が決定します。また、販売会社によっては、基準通貨でお受け取りいただくこともできます。詳細は販売会社にお問い合わせください。
申込締切時間	販売会社にお問い合わせください。申込締切時間までに所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。
購入の申込期間	2025年2月1日～2026年1月30日 （期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。） ※この期間中の取引日に、購入申込みの取扱いが行われます。 取引日とは、以下のすべてが営業を行っている日です（ただし12月24日を除きます。）。 ①ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークの銀行 ②日本の販売会社
換金（買戻し）制限	クローズド期間、大口解約の制限等はありませんが、流動性基準を満たせなくなった場合、買戻しの停止などの措置をとることがあります。詳しくは、2ページの「流動性リスクおよびポートフォリオリスクの管理」をご覧ください。 なお、上記の取引日に換金（買戻し）申込みの取扱いをします。
購入・換金（買戻し）申込受付の中止及び取消し	管理会社は、以下の場合において純資産価格の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売および買戻しを一時的に停止することができます。 ①ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または、取引が制限もしくは停止された場合。 ②政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の売却が正当にまたは正常に実行できない場合。 ③ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用している通信機能またはコンピューター設備が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が規定されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。

	<p>④ 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。</p> <p>⑤ コンスタントNAVを維持できない状況が発生している期間。ただし、管理会社が停止を解除する合理的な措置をとる場合に限りです。</p> <p>さらに、管理会社または販売会社はファンド証券の購入または転換（スイッチング）の注文がマーケット・タイミング（不公正な裁定取引）であるとの疑義が生じた場合は、当該注文を受け付けられない場合があります。</p>																												
信託期間	無期限（なお、ファンドの運用開始日は1998年7月24日です。）																												
繰上償還	<p>トラストおよびファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、償還することができます。さらに、トラストはルクセンブルグ法により要求される場合は、償還することができます。</p> <p>なお受益者への償還金のお支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。</p>																												
約款の変更	<p>管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができます。</p> <p>管理会社は、約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならず、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。詳細は請求目論見書でご参照いただけます。</p>																												
決算日	毎年7月31日																												
収益分配	管理会社は、ファンド証券の1口当たり純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配を日々行う予定です。																												
信託金の限度額	ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。																												
運用報告書	ファンドの計算期間の終了（毎年7月31日）およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用経過および、ファンドが保有する資産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。																												
課税関係	課税上は外国公社債投資信託として取り扱われます。																												
その他	<p>ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要です。（開設・口座管理料等に関しては販売会社にお問い合わせください。）</p> <p>その他の詳細は請求目論見書でご参照いただけます。</p>																												
申込取扱場所	<table border="0"> <tr> <td>アイザワ証券株式会社</td> <td>いちよし証券株式会社</td> </tr> <tr> <td>岩井コスモ証券株式会社</td> <td>SMBC日興証券株式会社</td> </tr> <tr> <td>株式会社SBI証券</td> <td>FFG証券株式会社</td> </tr> <tr> <td>FPL証券株式会社</td> <td>岡地証券株式会社</td> </tr> <tr> <td>キャピタル・パートナーズ証券株式会社</td> <td>九州FG証券株式会社</td> </tr> <tr> <td>京銀証券株式会社</td> <td>きらぼしライフデザイン証券株式会社</td> </tr> <tr> <td>ぐんぎん証券株式会社</td> <td>四国アライアンス証券株式会社</td> </tr> <tr> <td>七十七証券株式会社</td> <td>ちばぎん証券株式会社</td> </tr> <tr> <td>東海東京証券株式会社</td> <td>とうほう証券株式会社</td> </tr> <tr> <td>南都まほろば証券株式会社</td> <td>八十二証券株式会社</td> </tr> <tr> <td>光証券株式会社</td> <td>北洋証券株式会社</td> </tr> <tr> <td>丸三証券株式会社</td> <td>丸八証券株式会社</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社</td> <td>むさし証券株式会社</td> </tr> <tr> <td>野村証券株式会社^(注)</td> <td></td> </tr> </table> <p>（上記をそれぞれ「販売会社」といいます。）</p> <p>（注）申込みの取扱いは、確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券の申込みをする投資家に限ります。</p>	アイザワ証券株式会社	いちよし証券株式会社	岩井コスモ証券株式会社	SMBC日興証券株式会社	株式会社SBI証券	FFG証券株式会社	FPL証券株式会社	岡地証券株式会社	キャピタル・パートナーズ証券株式会社	九州FG証券株式会社	京銀証券株式会社	きらぼしライフデザイン証券株式会社	ぐんぎん証券株式会社	四国アライアンス証券株式会社	七十七証券株式会社	ちばぎん証券株式会社	東海東京証券株式会社	とうほう証券株式会社	南都まほろば証券株式会社	八十二証券株式会社	光証券株式会社	北洋証券株式会社	丸三証券株式会社	丸八証券株式会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	むさし証券株式会社	野村証券株式会社 ^(注)	
アイザワ証券株式会社	いちよし証券株式会社																												
岩井コスモ証券株式会社	SMBC日興証券株式会社																												
株式会社SBI証券	FFG証券株式会社																												
FPL証券株式会社	岡地証券株式会社																												
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	九州FG証券株式会社																												
京銀証券株式会社	きらぼしライフデザイン証券株式会社																												
ぐんぎん証券株式会社	四国アライアンス証券株式会社																												
七十七証券株式会社	ちばぎん証券株式会社																												
東海東京証券株式会社	とうほう証券株式会社																												
南都まほろば証券株式会社	八十二証券株式会社																												
光証券株式会社	北洋証券株式会社																												
丸三証券株式会社	丸八証券株式会社																												
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	むさし証券株式会社																												
野村証券株式会社 ^(注)																													

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	かかりません。
換金(買戻し)手数料	かかりません。
転換(スイッチング)手数料	かかりません。
信託財産留保額	かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用(以下の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。)

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬率
運用管理費用(管理報酬等) 純資産総額に対し年率0.66%以下 信託財産に日々費用計上され、ファンドの純資産価格に反映されます。なお、四半期ごとに信託財産中から支払われます。支払先の内訳は以下のとおりです。			
管理報酬	管理会社	ファンドの投資運用業務、管理事務の監督およびモニタリング、およびファンドの信託期間中の管理全般に関する業務	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.01%以下
投資運用報酬	投資運用会社	ファンドに関する投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.15%以下
保管報酬	保管受託銀行	ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、ならびにこれらに付随する業務	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.04%以下
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドの純資産価格の計算業務、受益者名簿の管理、ファンドの購入・換金(買戻し)等受付け業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.03%以下
代行協会員報酬	代行協会員	ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書および運用報告書等の販売会社への送付、ならびにこれらに付随する業務	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.08%以下
販売会社報酬	販売会社	ファンドの販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等の業務	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.35%以下
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ●目論見書、運用報告書、通知の作成・印刷費用 ●弁護士費用(ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価) ●監査費用(ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価) ●登録費用 ●銀行手数料 ●ファンド資産および収益に課せられる税金等 上記の費用・手数料は、トラストより実費として支払われ、間接的にご負担いただきます。		

上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合がある他、ファンドの保有期間に応じて異なるため、これらを合計した料率、合計額または上限額等を表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および住民税	利子所得として課税: 分配金に対して20.315%
買戻し請求等による譲渡時および償還時	所得税および住民税	譲渡所得として課税: 譲渡益に対して20.315% ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、譲渡損益と同じ扱いとなります。

- 上記は2025年1月31日現在のものです。なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。
- 購入価額を下回る部分からの分配についても課税対象となります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

MEMO

【金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に係る重要事項】

ファンドは、主に外貨建て債券(短期金融商品等)を投資対象としますので、金利変動等による組入債券(短期金融商品等)の価格下落や、組入債券(短期金融商品等)の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、純資産価格(外貨建て)が下落し、損失を被ることがあります。また、純資産価格が外貨建てで表示されますので、当該外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。